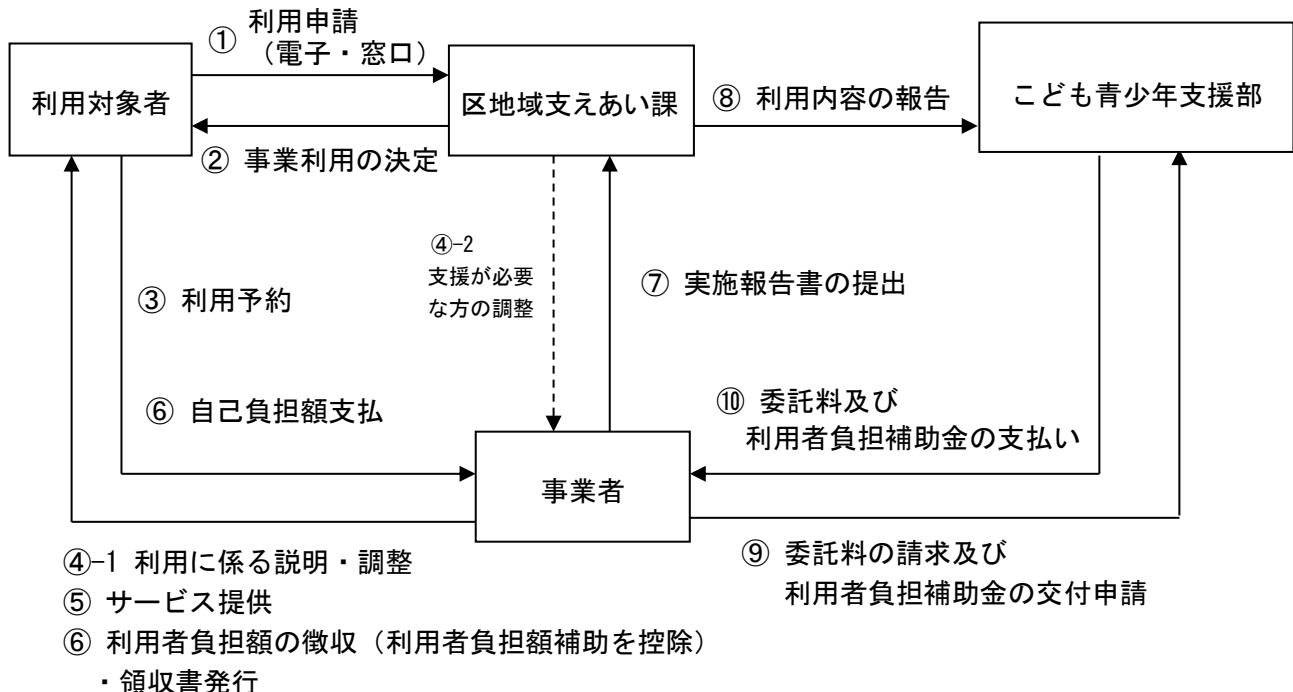


令和7年度広島市産後ケア事業事務フロー



利用対象者の決定

- ① 利用対象者は、産後ケア事業の利用について、区地域支えあい課に申請する。
- ② 区地域支えあい課は申請内容を確認し、事業の利用を決定する。

利用の調整

- ③ 利用対象者は、事業者に利用予約の連絡を行う。
- ④-1 事業者は利用対象者に対して、利用に係る説明及び調整をする。
- ④-2 特定妊婦等、支援が必要な方については、これまでどおり区地域支えあい課が受入調整を行う。
 - 区地域支えあい課は、事業者に受入の可否について事前確認を行う。
 - 区地域支えあい課は、「広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）受入依頼書」（第4号様式）により、事業者に受入依頼をする。

利用開始からの流れ

- ⑤ 事業者は、利用者へサービスの提供をする。
- ⑥ 事業者は、サービスの終了時に利用者から、利用者自己負担額（利用者負担額補助金相当額を控除した上で、利用者負担額を徴収する。）を徴収し、領収書を発行する。
- ⑦ 事業者は、サービスを提供後7日以内（3月実施分は3月31日まで）に「広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）実施報告書」（第9号様式）を区地域支えあい課へ提出する。
- ⑧ 区地域支えあい課は、上記⑦で事業者から報告を受けた利用内容を確認の上、こども青少年支援部に報告する。
- ⑨ 事業者は、「広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）月別利用報告書」（第11号様式）と「広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）委託料請求書」（第12号様式）及び「広島市妊産婦支援事業補助金交付申請書」（別紙様式）により、こども青少年支援部に委託料の請求及び補助金の交付申請を行う。なお、必要に応じて、従事報告書（第10号様式）も併せて提出する。
- ⑩ こども青少年支援部は、事業者から提出のあった実績報告書をもとに、委託料及び利用者負担補助金を事業者に支払う。

【重要】令和7年度において利用者から徴収する利用者負担額

- 令和7年度においては、広島市妊産婦支援事業補助金交付要綱に基づき、広島市が利用者負担額の半額を補助します。
- 利用者負担補助金は、委託事業者から広島市に対する補助金交付申請に基づき、広島市から委託事業者に対して支払います。
- このため、産後ケア事（宿泊型・通所型）実施事業者は、以下のとおり、利用者負担補助金を控除した金額を利用者から徴収してください。

【令和7年度における利用者負担額の徴収金額】

利用者負担額から広島市妊産婦支援事業補助金を控除した金額

サービス種別	世帯種別	世帯区分	利用者から徴収する金額 (1日につき)
宿泊型	市民税課税世帯	1	1日につき 2,784円
	市民税非課税世帯 または生活保護世帯	2	0円
通所型	市民税課税世帯	1	1日につき 1,705円
	市民税非課税世帯 または生活保護世帯	2	0円

※ 令和7年4月1日から令和8年3月31日利用分に対して適用